

平成 23 年 10 月 18 日(火)

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット  
(全国地球温暖化防止活動推進センター)

## 平成 23 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業 民間企業等試行実施事業に関する公募要領

環境省では、平成 23 年度より、「家庭エコ診断推進基盤整備事業」において、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなアドバイスを行うサービス普及のための基盤整備を行っております。その一環として、環境省から委託を受けた一般社団法人地球温暖化防止全国ネット（以下「事務局」という。）は、家庭エコ診断を試行的に実施・検討を行うことを希望する民間企業等の公募を以下のとおり実施します。

### 1. 募集の目的

地球温暖化対策に係る中長期目標の達成に向けて平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において、「環境コンシェルジュ制度」の創設が位置付けられており、その中で国民が家庭において実際の削減対策を行動に移すために、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなアドバイスの実施が求められています。

このような取組を速やかに普及させるために、公平かつ正確なアドバイスの確保のための診断ツールを開発するとともに、これらの診断事業が地方公共団体や民間企業等において適切に実施できるようにすることが必要です。

これらを受けて「平成 23 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業」において、民間企業等が家庭エコ診断（以下「うちエコ診断」という。）の試行実施を行い、その実施に係る効果等を検証・評価する事業（以下、タイプ A という。）、又は、うちエコ診断を自社のサービスとして展開すると想定した場合のフーズビリティスタディを実施する事業（以下、タイプ B という。）をそれぞれ行う民間企業等を募集します。

### ※うちエコ診断とは

うちエコ診断は、受診家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省 CO<sub>2</sub>・省エネ対策をご提案するものです。（詳細は応募説明会にて説明。）

## 2. 説明会の開催

応募参加者に対して、説明会を実施します。

(1) 日時 平成 23 年 10 月 21 日 (金) 10 時から

(2) 場所 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館 204 号室

※1 公募説明会への参加は応募の必須要件といたしませんが、できるだけ参加いただくようお願いいたします。応募申請書には「うちエコ診断」に関する経験や理解度に関する項目があります。

※2 説明会に出席される方は、10 月 20 日 (木) 17 時までに事務局 ([uchieco-m@jccca.org](mailto:uchieco-m@jccca.org)) に事前に申し込みください。

※3 参加人数は、会場の関係で 1 社 1 名とすることがあります。

## 3. 事業内容

募集するうちエコ診断事業試行実施民間企業は、次に示す 2 つの実施事項のうち、いずれかの実施事項を選択して事業を実施するものとします。

### 3-1 タイプ A：診断実施と結果分析を実施する場合

#### (1) 診断員の養成

(2)に後述するうちエコ診断を実施するために、自社の従業員の中からエコ診断員を養成する。なお、養成にあたっては、一般社団法人地球温暖化防止全国ネットとスケジュール、研修内容を調整した上で実施するものとする。

また、研修の最後には、認定試験（筆記試験及びロールプレイング試験）を実施し、うちエコ診断員としての技術を習得した研修会参加者を診断員として認定するものとする。

うちエコ診断員の人数は、(3)に後述する実施を考慮して認定するものとする。

#### (2) 受診者の募集

うちエコ診断を受診する家庭を募集し、受診者及びうちエコ診断員との日程調整を行い診断日等の調整を行う。したがって、これらの調整及び(3)に後述する診断の管理を行う担当を設けることが望ましい。なお、受診者は、応募する者がすでに継続・反復的に接点のある家庭に限る。

#### (3) 診断の実施

うちエコ診断とは、基本的に事前アンケート、診断の実施、満足度調査の一連の調査により構成される。また、うちエコ診断の実施数としては、1 業種あたり 1 の民間企業が行ううちエコ診断事業試行実施数は、50～100 世帯程度とする。

#### (4) 顧客満足度の取りまとめ

うちエコ診断を受診した家庭に対して、自社で実施したうちエコ診断に対する満足度調

査のアンケートを実施、結果を取りまとめる。アンケートの内容に関しては、環境省及び一般社団法人地球温暖化防止全国ネットの担当者と協議の上決定する、

#### (5) 診断実施上の課題分析

うちエコ診断の実施を通して、抽出された民間企業等でうちエコ診断を実施する際の課題を取りまとめ、課題に対する解決策案を取りまとめる。

#### (6) 事業継続性等の分析

うちエコ診断を自社のサービスの一環として取り込んだ事業を想定した場合の事業継続性等の分析を行い、課題やその対策案を取りまとめる。

### 3-2 タイプB：フィージビリティスタディを実施する場合

#### (1) 顧客の診断可能性の推定

自社のサービスに関連する顧客の規模及び特性を踏まえて、顧客の診断の受容可能性、診断効果及び実際にサービスとして展開した際の事業の実施規模を推量する。合わせて、当該業種において同様に展開した場合の最大の診断実施規模を推定する。

#### (2) 診断サービスの課題整理

自社のサービスの中で行う場合の具体的な診断スキームを設計し、実施に当たっての課題を抽出する。

#### (3) フィージビリティスタディの実施

前述の(1)及び(2)で整理した事項を具体的に検証するため、実際に顧客へのアンケート、ヒアリング等の調査や実証試験等を実施する。

調査方式等については、各社の創意工夫の提案によるが、以下の項目が含まれていることとする。

- ・顧客の実際のニーズを汲み取り、より正確な市場を把握できること。
- ・各社が具体的に実施するに当たっての課題を抽出し、それを解決する提案ができるスキームであること。
- ・各社が事業を継続的に実施するために必要となる評価基準や指標を設定し、それが評価できるものであること。

#### (4) 今後のサービス実施計画

うちエコ診断を自社のサービスの一環として取り込んだ事業を想定した場合の事業継続性等の分析を行い、サービス実施計画等を取りまとめる。

#### 4. 応募の要件

応募にあたっては次の要件をみたすこととします。

	区分	要件				
1	事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試行実施の段階であることを鑑み、すでに接点のある家庭を受診者の候補とすることを想定し、以下の業種を全部又は一部を事業として展開していることとする。(当該事業にかかるウェブサイト・パンフレット等の広報物を有し、すでに営業を開始している実績を有すること。)</li> <li>＜想定される業種（順不同）＞</li> <li>警備業（特にホームセキュリティ業）、生命保険業又は損害保険業、建築工事業・木造建築工事業・内装工事業・建築リフォーム工事業等（住宅に限る）、生活協同組合、百貨店、電気機械器具小売業</li> <li>※ただし、タイプAは、反復・継続的に接点のある家庭を有する事業形態の業種に限る。</li> </ul>				
2	運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うちエコ診断の趣旨を理解し、事務局が提示する運用フローに基づき、受診者募集～診断(事前調査を含む)～満足度調査、および、うちエコ診断実施上の課題と事業継続性の分析までの一連の運用フローを遵守いただけること。</li> <li>・ うちエコ診断受診者を確保できる方法を有すること</li> <li>・ うちエコ診断受診者の個人情報の管理について事務局が示す方法について遵守できること</li> <li>・ 事務局が提供するうちエコ診断ソフトの管理を事務局が示す方法において遵守できること。</li> </ul>				
3	実施要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">タイプA</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-1に示す事業内容が実施できること。</li> <li>・ 要件に規定する業種に係る事業を実施する社員から、事務局が示す「うちエコ診断員」の要件を満たす必要な人数を確保できること。</li> <li>・ うちエコ診断員にしようとする社員を、事務局が実施する「うちエコ診断員」養成研修に受講させることが可能であること。</li> <li>・ うちエコ診断員にしようとする社員は、うちエコ診断受診者の個人情報の管理について事務局が示す方法について遵守できること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">タイプB</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-2に示す事業内容が実施できること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	タイプA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-1に示す事業内容が実施できること。</li> <li>・ 要件に規定する業種に係る事業を実施する社員から、事務局が示す「うちエコ診断員」の要件を満たす必要な人数を確保できること。</li> <li>・ うちエコ診断員にしようとする社員を、事務局が実施する「うちエコ診断員」養成研修に受講させることが可能であること。</li> <li>・ うちエコ診断員にしようとする社員は、うちエコ診断受診者の個人情報の管理について事務局が示す方法について遵守できること</li> </ul>	タイプB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-2に示す事業内容が実施できること。</li> </ul>
タイプA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-1に示す事業内容が実施できること。</li> <li>・ 要件に規定する業種に係る事業を実施する社員から、事務局が示す「うちエコ診断員」の要件を満たす必要な人数を確保できること。</li> <li>・ うちエコ診断員にしようとする社員を、事務局が実施する「うちエコ診断員」養成研修に受講させることが可能であること。</li> <li>・ うちエコ診断員にしようとする社員は、うちエコ診断受診者の個人情報の管理について事務局が示す方法について遵守できること</li> </ul>					
タイプB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-2に示す事業内容が実施できること。</li> </ul>					
4	期間要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うちエコ診断を12月から実施し、2月末までに診断の実施が完了できるものであること。(タイプAの場合)</li> </ul>				

<養成研修について>

診断員養成研修については、3日間とし、①地球温暖化の基礎知識、②家庭からのCO2排出量、エネルギーの使用状況について、③うちエコ診断のながれ、④うちエコ診断ソフトの使い方、⑤うちエコ診断ロールプレイ実習、⑥個人情報・倫理規程、⑦筆記試験、⑧診断ロールプレイ試験を実施します。

この場合、筆記試験、診断ロールプレイ試験に合格した方のみを診断員として委嘱させていただきますこととなります。

診断員研修は、11月中に東京、大阪での開催を予定しています。いずれかの開催にご参加いただきます。

5. 事業費

本事業に係る費用は、実施する民間企業等と事務局を担う一般社団法人地球温暖化防止全国ネットとの委託契約を締結し、事業終了後、当法人が委託費として支払います。また、フィージビリティスタディについても、顧客アンケート等の調査を実施するため、委託費を支払います。なお、採択1件当りの事業費は、タイプAで250万円程度、タイプBで100万円程度を上限とし、事業費の合計は最大で800万円程度とします。

委託費は、客観的に見て、明らかに本事業の経費だと判断できる費用が対象となります。計上可能な経費区分は下表のとおりです。下表に記載されていない項目の計上は、原則認められません。

表 委託費の内容

費用区分	費用科目	内容	対象	
			タイプA	タイプB
(1)人件費	①人件費	・事業実施に際して、要する費用 ・単価表を別途提出してください ・業務日誌を作成していただきます ・本費用は本人との間で直接雇用契約がある場合に限り認められます。 ・なお、出向者は除きます。	○	○
(2)事業費	①職員旅費	・事業実施に必要な情報収集のための職員の旅費・交通費 ・うちエコ診断員養成研修会に参加するための職員の旅費・交通費	○	○
	②消耗品費	・単価が5万円未満のものに限る。 ・パソコン周辺機器の購入は認められない。 ・アンケート実施に際しての謝礼	○	○
	③通信運搬費	・事業実施のために使用した通信費 ・事業実施のために使用した運搬費	○	○
	④印刷製本費	・事業実施に必要な資料作成費 ・調査報告書の印刷費	○	○
	⑤借料及び損料	・事業実施のために必要な資材・機材・情報機器の借料(レンタル・リース) ・事業実施に必要な会議の開催に伴う会場の借り上げ費(付帯設備を含む)	○	○

	⑥賃金	・事業実施のために必要なアルバイト及び派遣労働者の費用 ・人件費と同様の業務日誌を作成していただきます。	○	○
	⑦雑役務費	・特に専門的知見を必要としない集計・発送作業等	○	○
(3)一般管理費		・人件費＋事業費の15%以内	○	○

## 6. 応募の方法及び期限

応募要件を満たす民間企業等は、別紙に定める応募申請書に必要事項を記入するとともに、必要な書面を添えて事務局に申し込みください。応募は、郵送又はメールによるものとし、平成23年11月1日午後5時必着とします。

## 7. 採択の決定について

応募のあったうちエコ診断事業試行実施民間企業は、応募申請書の内容をもとに、要件等に合致し、かつ的確に事業を履行できるかを第三者委員会で選考のうえ、予算の範囲内で採択します。

決定は速やかに選定された参加申し込み企業に通知し、実施にかかる具体的協議を事務局と行うものとします。

## 8. 提出・問い合わせ先

〒101-0053

東京都千代田区神田美土代町9-17 神田第三中央ビル5F

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

担当：中垣、川原

TEL 03-6273-7785 FAX 03-5280-8100

電子メール：uchieco-m@jccca.org